

市第 138 号議案

横浜市印鑑条例の一部改正

横浜市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 13 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市印鑑条例の一部を改正する条例

横浜市印鑑条例（昭和52年 3 月横浜市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑の登録を受けることができる者の資格の適正化を図るため、横浜市印鑑条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市印鑑条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

（登録者の資格等）

第 2 条 （第 1 項省略）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。

（第 1 号省略）

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）  
成年被後見人

（第 3 項省略）